

第二編

古代・中世

凡 例

一 第二編には、考古関係資料を除いて、奈良時代から天正十八年（一五九〇）までの、真鶴町域にかかわる記述をもつ史料を収めた。

一 史料は、古記録・古文書・文学作品などからなり、それらを第一章から第四章までの四つの章に分けて、編年順を原則に収めた。同一事件について、複数の史料を列挙する場合に、史料の成立年順とした。

一 第一章古代の郷土には当町域の古代の様子を考えるうえで参考になる史料を収めた。中世の範囲は、治承四年（一一八〇）八月の源頼朝の挙兵から、戦国大名北条氏が滅亡した天正十八年（一五九〇）までとした。

当町域（表題の「真鶴」は真鶴町域の意）はことに頼朝の挙兵にかかわりが深いので、第二章源頼朝と真鶴ではその関係史料を収めた。当町域は中世に土肥郷に属したので、第三章には土肥郷関係史料をはじめとして、当町域にかかわる鎌倉時代から室町時代の史料を収め、第四章には戦国時代の史料を収めた。

一 史料は一点ごとに、史料番号、内容の要約文、史料名、本文、所蔵者（機関）・出典、読み下し、解説を掲げた。また、歴史的用語・難解な語句・人名・地名については、原文に注番号を付し、頭注で説明を加えた。

一 字体は原則として常用漢字を用い、異体字や俗字、変体がないは改めた。誤字・脱字・衍字・疑問のある文字は該当部分の右傍らに（ ）で傍注を付した。

一 原文には読点、や並列点・を施し、理解の便をはかった。読み下しは現代かな遣いを用い、原文の誤字・脱字等を改めた。かなまじり文、および年月日、差し出し、あて所等は読み下しを省略した。かなまじり文については、本文中に句点・と読点、並列点を施し、難読の語句に振りがなを付した。

一 前欠、後欠は「――」で示した。古記録・文学作品等は関係部分のみを抄録し、途中の省略は（中略）を用いたが、前後の省略の注記は必要最小限にとどめた。

一 年月日と差し出しの位置は統一し、あて所は原文の位置を年月日と対応させた。花押は（花押）で示し、古文書の写に花押影が書かれている場合も同様とした。印章は□や○で示し、（虎朱印）や（秀吉朱印）のように表記した。

解説

真鶴町は岩地区と真鶴地区の二つから成る。この地が一躍有名になったのは、治承四年（一一八〇）八月、源頼朝が、石橋山の合戦に敗れて安房国に逃げるとき、乗船地としてである。中世の幕あきとともに、激動の表舞台に登場したのである。ただし、岩・真鶴の名がはじめて記録に登場するのは、正確には、『吾妻鏡』が編さんされた鎌倉時代後期のこととなる。

鎌倉時代、当町域は土肥郷に属し、土肥実平、遠平と続く土肥氏の支配下にあった。それは、室町時代のはじめ、応永二十三年（一四一六）末に土肥氏が滅亡するまで続いた。頼朝の挙兵も、惨敗した頼朝が命を全うできたのも、実平の領地土肥郷と実平の導きによるところが大きい。そればかりではない。真鶴町には頼朝が隠れたというしと鴎の岩屋の伝承地もあるので、今も町民は頼朝と郷土との関係に特別の思いをもっている。こうしたことから、本編第二章には石橋山の合戦から安房国への着岸までの文献をできるだけ広く掲げることとした。しかし、紙幅の制約も大きく、石橋山の合戦関係の記事は『吾妻鏡』を中心とし、『平家物語』『源平盛衰記』は削らざるをえなかった。

土肥郷の初見は鎌倉時代であるが、土肥実平が一八〇年以前から土肥を名乗っていたことはまちがいないから、土肥郷の成立は遅くとも平安時代にかのぼる。しかし、古代の律令制のもとでは土肥郷の名は存在せず、当町域がどの郷に属したかは今も不明のままである。ただ、江戸時代以来「垂氷郷」に属したとする説があったので、第一章にはその関係史料を参考のため掲げた。また当町域は古代に相模国足下郡（足柄下郡）に属し、以来今日にいたっているのも、その史料も第一章に掲げた。

第二章でとりあげたのは、治承四年八月六日から九月二日までの約一か月のできごとである。土肥実平・遠平父子

はその後幕府草創期の軍事・政治面で重要な役割を果たし、『吾妻鏡』等に頻繁に登場する。しかし、その活動は土肥郷以外の場で行われ、当町には直接関係をもたないので掲載は省いた。第三章には鎌倉時代から南北朝・室町時代にかけての岩・真鶴および土肥郷関係の史料を収めたが、その中でもっとも大きな事件は土肥氏が滅亡し、応永二十四年（一四一七）より土肥郷が大森氏の支配下に入ったことである。当町域にとって新たな時代の幕開けとなった。

第四章には戦国時代の史料を掲げた。ここでの特徴は、はじめて真鶴町域に伝来した町独自の文書が登場することである。それが漁業関係の文書であることも興味深い。岩も真鶴もすでに鎌倉時代から港としてみえたから、漁業その他のを生業とする船乗りたちが、早くから二つの港を拠点として活動していたであろうが、石上氏・平井氏といった当町域の居住者としての姿をはっきりと示す画期的な史料が出現したのも戦国時代である。

こうした新しい現象は、岩・真鶴が土肥郷からの独立性を強めていった動きを反映したものであろう。それは、平安時代末以来、当町域を土肥郷として、一括支配してきた土肥氏の滅亡とともに、はっきりと進み出したのではなからうか。その結果、戦国時代の末、天正十八年（一五九〇）には真鶴の人々は、土肥郷とは別に真鶴郷として、豊臣秀吉の制札を申請することになるのである。だが、他面ではなお、村の範囲、山の境界線の確定などの面で、土肥郷との間に不明確な点を残していたように思われる。現在、町において重要な産業である石材業も、戦国時代にはじめて確かな史料に登場するが、そこでは「土肥御屋敷うしろの山石」と記されているにすぎない。こうしたことから、第四章には戦国時代の土肥郷関係史料も掲げることにした。戦国時代は、真鶴が史跡の地・物見遊山の地としても史料に登場する最初の時代である。このようにみると、今の真鶴町の姿や特徴に直接つながる確実な史料が、戦国時代には出そろうということができる。もちろんそれは、祖先たちの古い時代からの営みの結果であるから、当時の文献にはつきりと現れることのなかった営みをさぐるこれがこれからの課題である。

資料目次

第一章 古代の郷土

- 1 天平七年閏十一月十日 足下郡垂水郷の五〇戸が光明皇后の封戸としてみえる……………43
- 2 律令制のもとで、相模国は八郡に分けられ、その一つとして足下郡があった……………45
- 3 『倭名類聚鈔』に、足下郡の六つの郷名がみえる……………46
- 4 十二世紀のころ、足下郡は西富郡ともいわれた……………47

第二章 源頼朝と真鶴

- 5 治承四年八月六日 源頼朝が土肥実平らを呼んで、挙兵への参加を要請する……………48
- 6 走湯山の衆徒が、土肥の辺りから北条の頼朝のもとに馳せ参ずる武士たちの乱暴を訴える……………50
- 7 治承四年八月二十日 頼朝が伊豆・相模の武士を率いて伊豆国を出、土肥郷に移る……………51
- 8 治承四年八月二十三日 頼朝が石橋山に平氏軍と戦ったが、敗れて梶山に逃げこむ……………52
- 9 治承四年八月二十四日 頼朝が梶山の内の堀口から後の峯に逃れ隠れた後、箱根に移る……………54
- 10 敗走し、切腹しようと鎧を脱ぐ頼朝を、土肥実平がいさめる……………60
- 11 梶原景時が、伏木のうつろに隠れた頼朝らを見逃す……………61
- 12 頼朝らが、鴟の岩屋の伏木に隠れて敵の追及を逃れた後、真鶴めざして逃走する……………65
- 13 頼朝らが真鶴へ逃げる途中、小道の地藏堂で大庭勢の追及を逃れる……………70
- 14 治承四年八月二十五日 頼朝らが箱根山から土肥郷に移る……………74

第三章 土肥郷と真鶴

- 15 治承四年八月二十七日 北条時政らが土肥郷岩浦から乗船し、安房に向かう……………75
- 16 治承四年八月二十八日 頼朝らが真鶴が崎から小舟に乗って、安房に向かう……………76
- 17 治承四年八月二十九日 頼朝らが安房国の狹嶋に着船し、北条時政らに迎えられる……………77
- 18 頼朝が土肥の鍛冶屋が入という山から小浦に出て乗船する……………78
- 19 頼朝らは真鶴へ赴く途中、実平の所領で商いをする商人から烏帽子を入手する……………81
- 20 頼朝らが真鶴岩が崎から、出富の小検校の小船を借りて船出する……………83
- 21 『義経記』に、頼朝が八月二十六日に伊豆国の真鶴が崎より乗船したと記す……………85
- 22 治承四年九月二日 土肥遠平が真鶴が崎から北条政子のもとに赴き、頼朝の近況を報じる……………86

第四章 真鶴の産業と北条氏

- 23 文応元年十二月一日 宗尊親王が土肥郷に逗留する……………87
- 24 元亨三年 北条貞時の十三回忌のために、土肥山で材木が伐採される……………88
- 25 応安七年二月十八日 義堂周信が龍門寺を訪れ、滝を見て詩を作る……………88
- 26 永和元年三月四日 義堂周信が土肥成願寺を訪れ、真鶴が崎、笠島を見る……………90
- 27 至徳二年十月二十五日 鎌倉公方足利氏満が、土肥兵衛入道に土肥郷半分の年貢納入を命じる……………91
- 28 応永二十三年 上杉禪秀の乱に加わった土肥氏が滅亡する……………92
- 29 北条氏綱が伊豆山参詣の帰途に、真鶴が崎の嶋が巖谷を見物し、酒宴を催したという……………96
- 30 天文十四年二月十四日 連歌師宗牧が真鶴が崎で、しとどの岩屋を見物する……………98

31	永祿七年十一月十日	岩と真鶴の魚介類の売買には精銭を使うことなどが定められる……………	99
32	永祿十一年四月十日	土肥郷などの船乗りが、北条氏から番銭の納入を命じられる……………	101
33	丑年七月二十八日	真鶴の小代官らが梶原番銭について訴えたのに対し、印判状が出される……………	103
34	永祿十一年九月五日	北条氏康が、土肥の山の石を切り出すよう、石切職人に命じる……………	104
35	永祿十一年九月五日	石切職人が小田原から土肥までの伝馬の利用を認められる……………	105
36	永祿十一年十月十六日	土肥での石切り作業を急がせるため、石切七人を増員する……………	106
37	藤沢の大鋸職人が、北条氏の命令を受けて土肥で製材作業を行う……………	107	
38	元亀二年五月十六日	岩の百姓中が、新造の鯨追船二艘について、諸役免除の特権を得る……………	108
39	八月七日（年未詳）	石巻家貞が、岩の船二艘には諸役を負担させないよう、真鶴の船方中に通達する……………	109
40	天正九年十月十三日	岩の百姓中が、ふたたび新造の鯨追船の諸役免除を獲得する……………	110
41	天正十年二月二十二日	土肥郷などが伝馬役の駄賃を役銭から支給される……………	111
42	天正十年四月二十日	真鶴の海人二〇人が、三浦で大のしをむくよう命じられる……………	112
43	天正十八年四月	真鶴郷など九か所に豊臣秀吉の制札が出される……………	113

第1章 古代の郷土

第一章 古代の郷土

1 (七三五)
天平七年閏十一月十日 足下郡垂水郷の五〇戸が光明皇后の封戸としてみえる

1 封戸 古代の律令制のもとで、貴族・寺社に与えられた俸禄。戸が納める租と調庸を収入とした。

相模国封戸租交易帳
(継目裏書)
「相模国天平七年封戸租交易帳」^{1 2}
相模国司解⁴ 申天平七年封戸租事

把
足下郡垂水郷伍拾戸⁸ 田壹伯漆拾貳町参段
貳伯肆拾歩 不輸租田肆拾肆町玖段貳

2 租 古代の租税の一つで、口分田から稲で納められた。

合八郡食封壹拾参処壹仟参伯戸 田肆仟壹伯
陸拾貳町貳段貳伯玖歩 不輸租田壹仟

3 封戸租交易帳 国司が、貴族らの封戸の租の収納状況を記して、中央政府に提出した報告書。租が直接中央に送られるのではなく、それを絹やその他の地方特産品にかえて送られるため、交易帳といつた。

陸拾貳町肆段壹伯陸拾壹歩 見輸
貳伯肆拾肆町参段壹伯陸拾壹歩 見輸

4 解 下級官庁から上級官庁へ上申する公文書。

租田貳仟玖伯壹拾漆町玖段肆拾捌歩⁶
租肆万参仟漆伯陸拾捌束漆把

(中略)

皇后^(宮)官食封壹伯戸 田参伯参拾玖町肆段参伯
肆拾漆歩 不輸租田壹伯貳拾肆町伍段

(中略)

貳伯伍拾壹歩 見輸租田貳伯壹拾肆町
玖段玖拾陸歩 租参仟貳伯貳拾参束玖

(中略)

附運調使史生大初位上王善徳進上 以解¹⁰

天平七年閏十一月十日

從五位上行守勳十二等田口朝臣朝集使^{11 12}

- 5 不輸租田 何らかの理由で租を納めなかった(不輸)田。
 6 見輪租田 見は現と同じで、今年租を納めた田。
 7 皇后宮 光明皇后。
 8 垂水郷 聖武天皇の皇后。
 9 中村郷 解説参照。
 10 運調使 租税の一つである調を京都に運ぶ使者。
 11 律令制のもとでは、位階に応じた官職に任じられるきまりであるが、官職が相当する位階より低い場合、位の次に「行」の字を書き、逆に官職の方が高ければ「守」を書いた。
 12 朝集使 地方官庁の一年間の政務報告書を中央に届ける使者。
 13 「」 名前は本人が自署したので、他の

正六位上行介勳十二等粟田朝臣「堅石」¹³

正八位下行少目秦伊美吉「三田次」¹⁴

正六位上行掾勳十二等酒波「人麿」

正七位上行大目田辺史「広山」

『大日本古文書 正倉院文書』

【読み下し】

相模国司解し申す天平七年封戸租の事

合せて八郡の食封一十三処一千三百戸 田四千一

百六十二町二段二百九歩 不輸租田一千二

百四十四町三段一百六十一歩 見輪租田二

千九百一十七町九段四十八歩 租四万三千

七百六十八束七把

(中略)

皇后宮食封一百戸 田三百三十九町四段三百四十

七歩 不輸租田一百二十四町五段二百五十

一歩 見輪租田二百一十四町九段九十六歩

租三千二百二十三束九把

足下郡垂水郷五十戸 田一百七十二町三段二百

四十歩 不輸租田四十四町九段二十四歩

見輪租田一百二十七町四段二百一十六歩

租一千九百一十一束九把

余綾郡中村郷五十戸 田一百六十七町一段一百

七歩 不輸租田七十九町六段二百二十七歩

見輪租田八十七町四段二百四十歩 租一千

三百十二束

(中略)

運調使史生大初位上王善徳に附して進上す。もつて解す。

【解説】

この史料は、相模の国司が国内にある光明皇后、その兄藤原武智麻呂などの封戸の租の収納状況を中央政府に報告するために記したものである。現在、五つの断簡に分かれて残っているが、ここには最初と最後の方だけを採録した。採録部分には、光明皇后の封戸として足下郡垂水郷五十戸がみえるからである。

垂水郷は、史料3に垂水郷とみえる。これを

第1章 古代の郷土

文字と別筆であること
を示した。
14 原史料では、この
人が年月日の下に、
次の二人はその左に
並んで名が記されて
いるが、字数の制約
から便宜ここに置い
た。

「たるひ」と読むと、「土肥」に音が近いことから、江戸時代末に編さんされた『新編相模国風土記稿』では、垂水郷は後の土肥郷の地にあたるとした。以後、この説が一部で継承されてきたが、史料1および『倭名類聚鈔』の高山寺本に「垂水郷」とみえることから、垂水郷が正しく、「たるみごう」と読むべきであろう。このため、この郷を土肥郷にあてて根拠はなくなるが、では、どの地域にあたるかについては、今もわかっておら

ず、『神奈川県史』通史編1でも、推定地さえ示されていない。そこで、参考のため、ここに掲げた。
垂水郷では、封戸五〇戸の田の面積一七二町三段二四〇歩で、そのうち、この年に租を納めなかった田が四四町九段二四歩、納めた田が一二七町四段二一六歩で、租が一九一一束九把であったことがわかる。なお、この文書の字面には全面に「相模国印」が押してある。

2 律令制のもとで、相模国は八郡に分けられ、その一つとして足下郡があった

②

1 延喜式 五〇巻から

成る法令集。醍醐天皇の命により、藤原時平らが編さん。延喜五年（九〇五）に着手し、延長五年（九二七）に完成。
2 上 上国のこと。律令制のもとで、諸国は大国・上国・中国・

『延喜式』¹ 二二二
民部上

（前略）

東海道

（中略）

相模国² 上管² 足上² 足下²
愛甲² アシノカミ エカハ ヨルギ
高座² ヲホスミ
鎌倉² 大住²
御浦²

右為遠国³

〔新訂増補国史大系〕

【解説】

当町域は、古代の律令制のもとで、相模国足下郡に属した。郡名は「あしのしも」と読む。もとは足上（あしのかみ）郡と一つで、足柄郡であっ

下国の四つのランクに分けられ、職員数などに差があった。
³遠国 京よりの遠近で、諸国は近国・中国・遠国に分けられていた。

¹ [3] 『倭名類聚鈔』 わみょうるいじゅしやう。「類聚抄」とも書き、略して「倭名鈔」「和名抄」ともいう。承平五年（九三五）に完成した、分類体の百科事典。著者は源順（みなもとのかたこう）。

² 高田 現在の小田原市高田・田島の辺りに比定されている。
³ 和戸 「やまとへ」としくは「やまとべ」と読む。『日本地理志料』は小田原南部の中世の早川荘辺りに比定するが、不詳。

⁴ 飯田 小田原市飯田岡周辺に比定される。
⁵ 垂氷 解説参照。

⁶ 足柄 『神奈川県史』

たものが、上・下の二郡に分けられたのである（その時期は不明であるが、史料1に足下郡とみえるから、それ以前にさかのぼる）。だから、この二郡は、本来は足柄上郡、足柄下郡というので

3 『倭名類聚鈔』に、足下郡の六つの郷名がみえる

相模国第八十二
 『倭名類聚鈔』¹ 六 国郡部十三
 （中略）

足下郡

高田² 和戸³ 飯田⁴ 垂氷⁵ 足柄⁶ 阿之良^加 駅家⁷

（後略）

（正宗敦夫編纂 校訂 『倭名類聚鈔』）

【解説】

相模八郡の郡ごとに郷名が記されており、古代の郡・郷を知ることができる基本史料である。大宝令（大宝元・七〇一年施行）では、五〇戸をも

あるが、八世紀に中央政府が地名を二字で表記するという方針をとったために、「柄」の字を省略して、足下郡としたのである。

って一里とする、国―郡―里の地方行政制度が定められたが、靈龜元年（七一五）にこの里を郷に改め、郷の下に二―三の里を置くこととなった。里は七三九年末ころに廃止されたが、郷の呼称はその後長く用いられた。『倭名類聚鈔』の郷名は九世紀ころの実態を示すものといわれ、その後に使われなくなった郷名が多くみられる。また、これ以後、開発や人口増にともない、土肥郷のように新しい郷ができていった。

当時の足下郡の六つの郷のうち、和戸郷と垂氷（水）郷については確実性の高い比定地がない。史料1の解説でも述べたように、当町域の辺りに

第1章 古代の郷土

通史編¹では、足下郡の郡衙があったと推定し、小田原市南部の早川の下流域に比定している。
7 駅家 うまや。中世の酒勾駅、現在の小田原市鴨宮辺りに比定されている。

1『伊呂波字類抄』⁴ 古代の国語辞書。橘忠兼の編さん。長寛年間(一一六三～一一六八)に成立した二巻本と、それに補訂を加えて治承年間(一一七三～一一八二)に成立した三巻本は『色葉字類抄』と書く。ここに引用した一〇巻本は三巻本に増補を加えて、鎌倉時代初期までに成立したとみられている。

2 府 相模国の国府が余綾郡にあったことを示す。なお、三巻本では、国府は大住郡にあると記されている。

比定されてきた垂水郷は、「垂水郷」が正しいと

考えられるので、当町域がこの当時、どの郷に属

4 十二世紀のころ、足下郡は西富郡ともいわれた

『伊呂波字類抄』¹ 卷八

国郡付名所

相模国

管八

足上

足下 今名西富

余綾府²

大住

愛甲

高倉

鎌倉

御浦

本田 万千三百卅六町段九十歩

(『日本古典全集』)

【解説】

していたかは不明である。

足下郡のところに「今、西富と名づく」とある。また、建久二年(一一九二)の『箱根山縁起』に「相州西富郡足柄郷」とみえるといわれる『神奈川県史』通史編¹から、十二世紀末ころには用いられていた呼称であろう。なお、『日本地理志料』巻十五では、富は土肥に通ずるとしているが、なお検討を要す。